



2020年 5月8日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

2020年3月期決算発表の延期及び第119回定時株主総会にかかる 基準日の設定等に関するお知らせ

当社は、2020年5月8日開催の取締役会において、決算発表の延期及び定時株主総会にかかる基準日の設定について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 2020年3月期連結決算発表延期の理由

当社は、2020年3月期通期の連結決算発表について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当社グループの事業進出国各国で実施されているロックダウン等の外出制限や、物流/郵送の遅延により海外連結子会社の決算確定手続き及び、監査手続きに遅延が生じております。加えて日本国内におきましては、日本国政府による外出自粛要請や、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令の事態を受け、当社および当社連結子会社にて、在宅勤務等の従業員や監査業務従事者の安全確保に十分な配慮をしながら決算・監査手続きを進めきた結果、会計監査を含む決算確定の予定に遅れが生ずる見込みとなりました。以上の結果、当社といたしましては、公正妥当な監査手続きを踏んだ決算発表を行うことを目的とし、2020年5月15日に予定していた連結決算発表を、2020年6月15日を目途に公表することと延期の決定をいたしました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による2020年3月度通期連結決算への影響につきましては、現在精査中であり、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

2. 2020年3月期有価証券報告書の提出について

上記の理由による決算関連業務の遅延に伴い、2020年6月30日までに提出を予定していた2020年3月期有価証券報告書は、2020年7月末日を目途として提出する予定です。

3. 第119回定時株主総会の開催概要について

(1) 定時株主総会に係る基準日の変更等

上記の理由による会計監査を含む決算確定の遅れに伴い、当社第119回定時株主総会について、当社定款に定める定時株主総会招集のための基準日である2020年3月31日から起算して3か月以内に開催することが困難となりました。このため、当社は、2020年5月31日を基準日と定め、同日の株主名簿に記載または記録された株

主をもって、2020年7月末日までを目途に開催する予定の第119回定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることを決議し、次のとおり、当該基準日に関する公告を実施いたします。

- (1) 基準日 2020年5月31日
- (2) 公告日 2020年5月15日
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.showa-holdings.co.jp/>

(2) 定時株主総会の開催概要

当社は、2020年7月下旬を目途に当社第119回定時株主総会の開催を予定しておりますが、現時点におきましては決算の確定処理を急ぎ、速やかに株主総会スケジュール等の調整を行い、開催概要の確定の決定をいたします。

4. 今後の予定について

当社グループは、従来から業績予想の公表を行うことが困難であることから、その公表を差し控えさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含め、決算確定業務の過程で2020年3月期連結業績について開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表を進めて参ります。

株主・投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

以 上